

#### 第 4 9 号議案

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公  
務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次  
のように改正する。

付則第 7 条第 1 項中「表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同  
表の中欄に掲げる法律による」を「表の中欄に掲げる」に、「規定によ  
る年金たる補償の年額」を「規定（第 2 1 条を除く。）による当該年金  
たる補償の額」に改め、「同表の左欄に掲げる」を削り、「補償の種類  
に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに」を「給  
付に応ずる」に、「2 が支給される場合にあつては、当該年金たる給付  
ごとに」を「数が 2 である場合にあつては、それぞれの当該年金たる給  
付に応ずる」に、「条例による」を「条例の規定による」に、「年額か  
ら」を「額から」に、「同表の中欄に掲げる当該法律による」を「当該」  
に、「2 が支給される場合にあつては、その」を「数が 2 である場合に  
あつては、それらの」に、「控除した残額」を「控除して得た額」に、  
「当該残額」を「当該控除して得た額」に改め、同項の表傷病補償年金  
の項中「の規定による障害厚生年金」を「による障害厚生年金又は被用  
者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する  
法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下この表において「平成 2 4 年一元  
化法」という。）附則第 4 1 条第 1 項の規定による障害共済年金若しく

は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）に、「）の規定による障害基礎年金」を「）による障害基礎年金」に、「並びに国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び」を「及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は」に、「この条において「共済各法」を「この表において「旧農林共済法」に、「の規定による障害共済年金」を「による障害共済年金」に、「の規定による障害年金」を「による障害年金」に改め、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「の規定による障害基礎年金」を「による障害基礎年金」に、「の規定による障害年金」を「による障害年金」に改め、同表遺族補償年金の項中「の規定による遺族厚生年金」を「による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）」に、「の規定による遺族基礎年金（」を「による遺族基礎年金（」に、「共済各法の規定による」を「平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による」に、「以下この条」を「次項」に、「の規定による遺族年金」を「による遺族年金」に、「旧国民年金法の規定」を「旧国民年金法」に改め、同条第2項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定」を「障害厚生年金等及び国民年金法」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規

定」を「遺族厚生年金等及び国民年金法」に改め、同条第3項中「掲げる法律による」を「掲げる」に改め、「当分の間」の次に「、この条例の規定にかかわらず」を加え、「額に」を「金額に」に、「法律による年金たる給付の種類に応じ」を「年金たる給付に応ずる」に、「2が支給される場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応じ」を「数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる」に、「得た額」を「得た金額」に、「額から」を「金額から」に、「2が支給される場合にあっては、それらの」を「数が2である場合にあっては、それらの」に、「控除した残額」を「控除して得た金額」に、「当該残額」を「当該控除して得た金額」に改め、同項の表中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「の規定による障害基礎年金」を「による障害基礎年金」に、「の規定による障害年金」を「による障害年金」に改め、同条第4項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定」を「障害厚生年金等及び国民年金法」に改める。

#### 付 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例付則第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第5条に規定する年金たる補償（以下「年金たる補償」という。）及び同条例第7条に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償

及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正等に伴い、傷病補償年金等について他の法律による給付との調整に関し、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。